

第9回

KJブランド認証品

募集要項



令和8年11月
川島町政策推進課

1 目的

町内にある優れた商品を「ＫＪブランド認証品」として認証し、広く町内外に発信することにより、本町の魅力、認知度及び商品の付加価値向上を図り、産業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的としています。

また、この制度を通じて、町民の皆さんに地域の特産品や産業などを知っていただき、地域への愛着や誇り、ふるさと意識を高めていただくことも目的です。

2 募集内容

(1) 応募資格

町内に事業所があり、町内で農業、商業、工業等を営む個人又は法人その他の団体等。ただし、事業所が町外であっても町内の生産者（一次産品に限る。）と連携して6次産業化に取り組む場合は対象とします。

(2) 応募対象商品

川島町内で生産、製造又は加工された一次産品、加工品、工芸品、工業製品及び飲食店メニュー

区 分	種 類
(1) 一次産品	米穀類、野菜類、果実類、花き類、畜産品その他これらに類するもの
(2) 加工品	麺類、野菜加工品、果実等加工品、調味料、畜産加工品、菓子類、水産加工品、飲料その他これらに類するもの
(3) 工芸品	織物、染色品、木工品、金工品その他これらに類するもの
(4) 工業製品	一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具その他これらに類するもの
(5) 飲食店メニュー	一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、うどん・そば店、すし店、喫茶店、居酒屋その他これらに類する飲食店メニュー

※既に販売の実績があるものに限りします。

(3) 募集期限

令和8年12月25日（金）17:00 まで

(4) 申請方法

所定の申請様式（ＫＪブランド認証申請書、調書）に必要事項を記入し、関係書類を添えて、政策推進課に提出してください。

申請様式は、町ホームページに掲載しているほか、政策推進課窓口でも配布しております。

※1 事業所（個人、団体）3 商品（セット）を限度とします。（農産物除く）

【必要書類】

- ①K J ブランド認証申請書
- ②K J ブランド認証申請調書
- ③住民票の写し（個人）、登記事項証明書や定款など（法人又は団体）
- ④申請品の概要が分かる資料（カタログ、パンフレット、成分表など）
- ⑤商品の写真データ
- ⑥その他認証基準を満たすことを説明する資料

＜申請に関する留意事項＞

- * 申請書類は返却いたしません。必ず申請者側でコピーなどをお取りください。
- * 申請者は、町が実施するイベントなどで申請商品を展示する場合があることを事前に了解するものとします。
- * 申請商品の写真や説明文などを「川島町」及び「K J ブランド」のホームページや制作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については町による監修・確認を信頼し、一任するものとします。

(5) 認証審査

令和 9 年 1 月 20 日（水）に開催する K J ブランド認証審査会において、審査員及び町民モニターによる審査（書類審査、食味・外観審査）を行います。審査会の審査結果に基づいて、町が K J ブランド認証品を決定します。

なお、K J ブランド認証審査会当日は、申請者によりプレゼンテーションを行っていただきます。申請品の現物をお持ちいただき、食品であれば試食、食品以外は特徴等をアピールしていただきます。

(6) 認証基準

下記の K J ブランド認証基準に基づき、点数制により各項目を 3 段階評価し、評価が高いもの、条件をより多く満たしているもの等について審査します。

①地域性（川島らしさ）

- ・ 町内で生産、製造又は加工されている。
- ・ 川島ならではの自然、歴史、伝統、文化等の地域に根ざしたストーリーや話題性がある。等

②優位性・独自性

- ・ネーミングやパッケージデザイン等で特徴や優位性がある。
- ・品質、味等の特性において類似の商品と比べ独自性、優位性がある。等

③安全性・信頼性

- ・優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制や取組を行っている。
- ・信頼性を確保するため法令順守や衛生管理を実施し、クレーム処理の体制が整っている。

④市場性・将来性

- ・消費者が入手できる販売体制がある。
- ・販促活動など独自の取組、継続的かつ安定的な生産又は販売が見込まれ、その拡大が期待できる。等

(7) 認証の有効期間

認証された日から令和 12 年 3 月 31 日までとなります。

(8) 認証品に対する支援

- ・K J ブランド認証書を交付します。
- ・町が出展する各種イベント等への優先的な出展・P R をすることができます。
- ・町長によるトップセールスを実施します。
- ・商品へのK J ブランド認証マーク貼り付けができます。
- ・町のホームページ、広報紙、パンフレット等の様々な媒体で積極的にP R します。

(9) 提出先・問合せ先

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

川島町 政策推進課 政策・財政グループ

TEL : 049-299-1752 FAX : 049-297-6058

電子メール : seisaku@town.kawajima.saitama.jp